

秋田大学
日本語・日本文化研修論文

今昔の日本命名に見られるパターン

秋田大学教育文化学部
日本語・日本文化研修留学生
Robert Gross

目次

はじめに.....	3
1 日本の名づけの歴史.....	6
1.1 六国史の名前とそのパターン.....	6
1.1.1 歴史に残された最も古い名前.....	6
1.1.2 六国史の名前の表記.....	8
1.1.3 古代の名前の含意.....	9
1.2 中世日本の名前とそのパターン.....	10
1.2.1 名前の機能の変遷.....	10
1.2.2 中世の女性名とその機能.....	12
1.3 昔の名前は継がれているのか.....	13
2 名前と法律.....	16
2.1 戸籍に登録できる名前.....	16
2.2 常用平易な文字.....	17
2.3 国に望まれた名前.....	18
3 現代の名づけとそのパターン.....	20
3.1 現代とは？変わり続ける名づけ.....	20
3.2 変わりゆく名前の読み方.....	22
3.3 変わりゆく名前の含意.....	23
3.4 絡み合うパターン.....	24
結論.....	27
参考文献.....	29

はじめに

子供の名前はどのようにつけられるものだろうか。その問いに対し、「名前は親がつけるものだ」という、極めて簡単な答えが返されてもおかしくないだろう。

確かに名前は原則として、苗字のように生まれた瞬間に自動的に継ぐものではなく、親からもらうものである。しかし、「名前は親の意思で決まる」というのも、説明不足と言えよう。仮に、筆者は女の子の親で、その子に「花子」という、典型的な名前の一つをつけようとしているとしよう。無難のはずだと思われるだろうが、実際は、筆者がポーランド人であるため、その命名選択は失敗に終わる。なぜなら、例え「花子」という名前は日本の女性の典型的な名前の一つだとしても、その名前はポーランド語において、性別の判別を可能とする構成をしていない。そしてポーランドでは、性別特定不可の名前は原則として、法律上不当とみなされ、担当事務所に却下される¹。

ポーランドの法律は日本・日本語・日本の名前とは一切関係ないと言われたらそれまでだ。しかし、ここでは、ポーランドの法律には「女性の名前のリスト」も「名前の性別特定条件」も示されていないことを上記に言い加えれば、ある事実が明確になるだろう。それは、ポーランド人には、ポーランド人の名前の性別を判断する「能力」、言い換えれば「常識」があるということである。ポーランドで使われている名前にはその能力が通じると言えるが、逆に言うと、その能力の限界はポーランド人にとって許容可能な名前の範囲を示しているともいえるだろう。それはすなわち、法律とは関係なく、「花子」という名前は、ポーランド人にとって受け入れがたく、不自然な名前だということを意味する。

以上のように、名前には許容範囲を定める社会共通の常識があると考えられる。親は自分の意思で名前を選びながらも、社会を構成する人間の一人一

¹ ポーランドの法律は2015年の変更により、これからは「花子」などのような、外来語に由来する名前を受け入れることになると予測される。上記は、「名付け」という社会現象は今も激しく変化しつつあることを物語っている。

人として、その常識を持ち、それと向き合うことになっている。日本・日本人もまた、例外ではないだろう。

ところが、「常識」というのは、本質上、言語化しがたいものである。それには二つの理由があると言える。一つは、社会共通の存在と言っても、それをもっている人間一人一人に意見の差があり、誰に聞いても「正解」は出ないということである。つまり、常識は常に曖昧なものだということである。もう一つは、今日の常識と昨日の常識は似ていても、まったく同じものではないということである。つまり、常識は変わるものだということである。世代から世代へと受け継がれるルールもあれば、一時的な流行もあるのだが、それらはAとBに綺麗に分けられるものではなく、スケールの極端を示すものでしかない。

本論では、現代日本で使われている名前にまつわる常識、つまりその許容範囲を定めるルールについて論じることになるのだが、上記の二つの問題点を常に意識せざるを得ないことになる。

まず、「一時的な流行」と「名付けの原則」を区別するため、先行研究を参考にし、日本の名前に昔から現れる特徴・パターンを特定する。それらは現代でも通用するかどうかを確認する。次に日本という国の法律における「名前の絶対条件」を分析する。それらは言語化した唯一「曖昧でない」常識を表している。最後に、第一章・第二章の知識に基づき、現代人気の名前にどのような変化が見られるかを検討する。かつてないようなパターンが見られた場合、その原因と働きの分析を試みる。

牧野恭仁雄などの命名専門家は、変わった名前をつけたがる親の存在を過剰な自己顕示欲と結び付けている。そしてその欲の原因として、生活に関する不満や低学歴などがあげられている。また、変わった名前は学校でのいじめ、就職活動の時の不利にもつながると言われている。そのように、名前をヒントに、親子にまつわる複数の社会問題を特定、場合によって防ぐことができるだろう。しかし、そのためにはまず、ある質問に答えを出さなければ

ばならない。それは、どこまでが普通の名前で、どこからが変わった名前かという問いである。

1 日本の名づけの歴史

本論文は日本の命名に見られるパターンの変化を分析し、さらに新しいパターンの一つである奇抜な名前の発生に注目するものである。変化の分析を行うためには、原点が必要であることは言うまでもなからう。また、何か「奇抜である」と主張する以上、その奇抜の対となる「普通」を提示しなければならない。それらを探すには、日本の名づけの歴史を見るしかないと思われる。

1.1 六国史の名前とそのパターン

1.1.1 歴史に残された最も古い名前

名前は文化において文字よりも早く生じた現象のため、名前の原点は何なのかは定かでない。ただ、人間同士の共同作業のため名前は重要であることは間違いない。二人の場合は「君」のような代名詞で十分だが、数が増えると、特定一人を指す言葉が必要になる。「右にいるあなた」などの指し方もあるだろうが、それだと状況変更とともに呼び方を変えないといけない上で、誤解が生じやすい。そのため、固定名称が望ましい。

名前がまだない時点で、「特定の一人」を「固定的に」指すためには、その人物の特徴を利用するしかない。「背の高いの」などの描写を用いることで、指している相手を絞ることができるだろう。そのような、特徴をもとにした名称が固定し・一般化されることで、初めての名前が現れたという説が有力である。

もし上記の説は正しいとすると、昔の名前は現代の一部のあだ名と共通点が多いことになる。現代では、人の名前を少しだけ変えてあだ名にする場合もよくあるが、そうしない場合は、その人と連想しやすい特徴・出来事などがあだ名のもとになることが多い。そのような名づけには二つの特徴が見られる。一つは、手順として、まずはその人の特徴を（またはその人と関係の

ある物事を) 知り、次に名前を付けることになる。もう一つは、基本的に見た・知ったことを「そのまま」表すことになる。

実際に古事記・日本書紀などにはそのような「名称」と「命名対象の特徴」が一致している例が見られる。天照大御神の子孫であるニニギのみことの名前は彼の賑々しさに由来すると言われている²。また、ニニギの妻となったコノハナサクヤヒメの名前のように、この段階からすでに比喩的な要素を含めた名前もあったようだ。この女神の名前に入る花は、美しさと繁盛を表していると思われる³。

しかし、上記のような名前は架空の人物に容易に付けることができるが、人に付けるのは困難である。人には名前がつくことが常識となった時点から、生まれたばかりの子供に名を与える必要が生じていたはずである。しかし、赤ん坊の性格・能力・特徴・これからの成長などということは誰にも分らない。よって、六国史に記録されている名前の多くは親の環境・役職・日常生活と関連のあるものになっている。その時代の名前には関連性上、次のようなカテゴリーが取り上げられる：

- 動物・植物・鉱物
- 人間関係・家族関係
- 自然現象・天気
- 季節・時間を表す表現
- 方向・住所
- 役職
- 道具・飾り・服装
- 数字
- 体の部分
- 体質・特徴
- 行動

² ニニギの正しい名前は「あめのにぎしくににぎしあまつひこひこほのににぎ」であり、上記に述べた意味以外の要素を含めている。

³ 神話によると、ニニギの暴行のため、コノハナサクヤヒメの名前は最終的に本来の意味以外、「儂さ」の意味を持つようになり、ニニギの子孫の寿命が短くなった原因になったと言われている。

- 神・仏
- 美德

1.1.2 六国史の名前の表記

前章では、神々の名前を「ニニギ」のように、カタカナ・ひらがな表記にした。しかし、古事記などが書かれた時代には日本独特の文字であるカタカナとひらがなはまだ未開発だったため、その表記の仕方はもちろん忠実ではない。

古事記では「天邇岐志国邇岐志天津日高日子番能邇邇芸命」などのように、いわゆる万葉仮名をメインにした表記が使われていた。そのような表記は訓読み・音読みを混同し、「の」を省略するなどの点において、現代の人にとって読みにくい形になっている。ただし、『The Japanese Language』(Miller、1980)によると、古事記が書かれた時点では表記の単純化は重視されていなかった。また『漢字の未来』(野村、2008)によると、上記に述べた混同表記が中国語の文字を日本語に無理やり馴染ませる作業の必然的な結果である。そのように、「古代日本には読みにくい名前が付けられていた」というより、古代日本には名前を読みやすく表記する十分な方法がなかったと考えるべきであろう。

また、以上の「ニニギ」という神の名前は「瓊瓊杵」・「邇邇芸」などのように、複数の異なる表記が使われていた。「読みにくい名前はなぜ増えたか」(佐藤、2007)によると、この事実は一般人物の場合でも変わらなかった。つまり、異なる表記の名前を別の名前として認識している現代の日本と違い、古代日本では表記は名前の一部として認識されず、名前の本体は音にだけあったと考えられる。また、名前が表す意味もまた、表記にではなく、読みだけに含まれていたと考えられる。名前に一つだけ、正しい表記が付くようになったのはいつからなのかは現時点では不明である。

1.1.3 古代の名前の含意

現代社会では「子供にすてきな名前を付けたい」という望みはあまりにも常識的であるため、子供にポジティブなニュアンスのある名前を付けたいか、ネガティブなニュアンスのある名前を付けたいかという質問は誰も真面目に考慮したりはしないだろう。しかし、佐藤（2007）によると、昔の親は自分の意思でネガティブなニュアンスのある名前を選ぶこともあった。

そのような名前の一つの例として、留め名があげられる。現代日本の少子化社会と違い、昔の日本では食糧が足りず、多くの家族は子供がたくさん生まれすぎると困っていた。そのような場合、「今度生まれてくる子供が最後の子供になるように」という願いを込め、「すえ」・「とめ」・「すて」・「あぐり」などの名前を子供に付けることがあった。また、女性より男性の方が家族の裕福に直接に貢献できていたため、上記の名前を「もう女の子が生まれないように」・「次に生まれてくる子供が男の子であるように」という願いを込めてつけるときもあったと言われている。

上記の名前は「これ以上の子供が要らない」という意味が含まれているのだが、場合によって名前自体のポジティブな捉え方もあり得る。たとえば、「あぐり」という名前は元々「物事が充実している」という意味だったと言われている。

しかし、ネガティブなニュアンスがより明らかだった名前もあった。そのような名前の例として調屎万呂（つきのくそまる）という名前をあげられる。昔の日本では、若く死ぬ子供も多かった。そのため、上記のような名前を生み出したのは、「負のイメージを呼び起こす要素を名前に組み入れることで、子供を悪霊などから守ることができ、正に転じることができる」という考え方だと思われている。しかし、七世紀ごろに見られるこの名前の表記はその後の記録では（例によってさまざまな形をとりながらも）「屎」の字を避けるようになっており、「乎久蘇」（おぐそ）・「雄蘇」（おそ）などの形になっている。負のイメージを深まる名前は好ましくないという常識は広め、そのような名づけを打ち消したと考えられる。つまり、名前にまつわる常識

の変遷とそれによって変わる名づけのパターンの変更は、記録されている最も古い時代からすでに見られることである。

1.2 中世日本の名前とそのパターン

現代日本では、名前は個人を特定するための一つの手段である。その常識は、二つの傾向を生み出している。

まず、一人の人物は同時に二つ以上の名前を持つてはいけない。このルールは法律上でも明確されており、名前を変えることができるが（相当な理由がある場合のみのだが）一人は複数の名前を持つことが許されていない。あだ名・ハンドルネーム・雅号、また死後に付ける戒名などがあるが、それらは「本名」とは明らかに違う種類のもので、社会の機能上では正式的には認められておらず、本名より格下である。

もう一つは、同姓同名の人物を生み出す名づけをなるべく避けることである。同姓同名の人たちはさまざまな場面において不便に遭うことがあり、わざとそのような状態を作り出す親は少ないだろう。しかし、偶然の要素も大きいいため、そのような名づけを完全に避けるのは難しい。『日本人の名前』

（寿岳、1990）によると、同姓同名もさることながら、多くの人は同名の人物に強く反応する。また、寿岳氏が行った調査では、周りに同名の人がたくさんいるという学生は他の学生より自分の名前に不満を抱くことが多かった。それは現代の名前＝個性・アイデンティティという考え方を物語っていると見えるだろう。

子供にユニークな名前を付けたがる親の心理は上記と無関係ではないだろう。しかし、そのような常識は数百年前の日本に通じていたか、その時代の名づけに同じ傾向があったかということ調べてみると、答えが「そうでない」ということがわかる。

1.2.1 名前の機能の変遷

中世の日本では、名前の一番大事な役割は個人の特定ではなく、その個人の「社会的地位」と「社会的役割」を明確に示すことであった。『苗字と名

前の歴史』(坂田、2006)によると、男性の場合は、個人の社会的人生の段階を次のように分けられる：

- 誕生直後の期間
- 子供のころ
- 成人し、軍隊に務める期間
- 公衆の決議機関に勤める期間
- 老後

また、それらに次のような名前の変更が伴っていた：

- 生まれたばかりの幼児はコミュニティの一員として認めておらず、正式な名前を持っていなかった⁴
- 童名(または幼名)を付ける儀式とともに、個人はコミュニティの一員として受け入れられていた
- 成人となり、軍隊に務められるようになった者は、成人名をもらっていた
- 公衆の決議機関に勤められるようになった者は、官途名をもらっていた
- 年を取り、コミュニティに直接貢献できなくなった者は、法名をとり、持っていた役割を譲っていた

成人名と官途名は社会的地位を示していたほか、その要素として具体的な役割を示唆する部分がよく含まれていた⁵。つまり、童名以外では、名前は本人とその両親の意思と関係なく、コミュニティという組織の都合でつけられたものだった。そのため、名前と個性の関係性は現代よりずっと弱かった。

さらにいうと、個人は同時に複数の名前を持っていることは通常の状態だった。上記のリストの名前はもらっては卒業するものだったが、それ以外に別の名前の種類もあった。コミュニティ外の相手との正式な取り引きなどのために、一生変わらない「実名」があった。また、成人名と官途名に置き換

⁴ 出産後の幼児の死亡率は現代とは比べられないほど高いことは原因の一つだったであろう。

⁵ 衛門・兵衛などの要素はそうである。

えられる、コミュニティ内で一般につかわれていた名前として、字⁶もあった。それらに明らかな優劣関係がなく、状況と目的次第で使い分ける必要があった。

また、役割をベースに付けられた成人名・官途名などの場合、同じ役割を担っていた者たちの中の同名率は比較的の高いと推測される。ただし、複数の名前を持っていれば、同名の人の存在から生じる不都合は現代ほどではなかったはずである。

同名に関しては、中世日本にはもう一つ、より目立つ傾向が成立していた。家族のリーダーである父は、家族を引き継ぐ長男に自分の名前（字）を引き継いでもらうという習慣が普及されはじめた。その伝統により、特定の家族と強く結びつけられた名前、「家名」が現れた。

1.2.2 中世の女性名とその機能

前節では、中世の日本人の名前は一生の中で何回も変わるようになっていたことについて述べた。しかし、女性の場合はまた少し違う状況になっていたことがわかる。女性は軍隊に入ることも、重要な責務を担うことも、僧侶になることもなかった。そのため、女性の人生の中で名前を変えないといけなような機械がより少なかった。女性の人生を次のように簡単に二つの段階に分けることができる：

- 生まれてからの子供時代
- 結婚してからの人生⁷

坂田（2006）によると、女性には、上記の段階に概ね適当する、童名と成人名があった。それらをパターン別に分けると5種類の名前がある：

- 古代型の「売」（め）で終わる童名（10世紀を境界に消える）
- 9世紀に登場した「子」（し）で終わる成人名（身分の高い者にのみ許された、日本の女性の初めての成人名）

⁶ 字は成人名・官途名の一部の要素をベースに作られるのは多かった。

⁷ 一部の女性は結婚と違うタイミングで名前を変えることもあったため、女性の人生の段階・名前の変更は男性ほど明確ではなかったと思われる。

- 10世紀に登場した、排行（生まれた順番）を示す字（数字など）と「子」で終わる成人名（11～13世紀初めには全女性名の半分以上の比率を占めていたという）
- 11世紀に登場した「女」（め）で終わる童名
- 11世紀後半に登場した、生まれた家族の氏名（うじな）と「氏女」（うじのによ）で終わる成人名

上記からわかるように、女性の童名は割と自由付けられていた一方、成人名には明らかに「目的意識」と呼べるものが働いていた。排行を示す名前は増えたのは、女性に財産相続権があった時代であり、その財産の量は出産順で決めることが多かった。つまり、名前で「結婚相手としての優劣」を簡単に判断することができた。また、氏女型の名前は女性が結婚した場合でも、元の家族と明確なつながりを残すことを可能とした。そのように、中世の女性の名前もまた、現代と違う機能を果していたと言えるだろう。

1.3 昔の名前は継がれているのか

本章では古代・中世日本の様々な名前を見てきた。そのような名前はそのまま現代まで継がれているかということ、答えは否である。古代日本語からの表記体系の変化をさることながら、昔の名前の機能は現代の名前と違うと言える。また、名前に含まれている意味の範囲も変わってきた。上記に述べた逆暗示の名前以外にも、現代社会において人気を失い、つけることがほとんどないような名前はたくさんある。そのような名前の例として牧野（2012）は次のような例を挙げている：

- 真虫（まむし）
- 同（おなじ）
- 与呂志（よろし）
- 省（はぶく）
- 伊多知（いたち）
- 得大理（とこたり）
- 宇奈岐（うなぎ）

- 阿古壳（あこめ）

しかし、本章で見てきた名前と現代の名前に継続性がないといえば嘘になる。古代の名前には、名付け親の身近にあるものに因んだものが多いが、親の祈り・願いを含めたものもある。そのような名前は現代の名前の主流な種類の一つである。中世において、社会的機能を重視した成人名などが表れ、親の自由な名づけは、童名の領域に限られていた。しかし、それは逆に言うと、昔の名前と現代の名前の共通点の多くは、中世の童名に集中されているということになる。

瀬田（2000）の十六世紀までの子供の名前の分析によると、出産順を表したものの以外のほとんどの名前には動物・植物・岩石を表す字が含まれていたそうだ。それらは若さ・長寿を象徴している要素だと考えられるが、現代でも、そのような名づけは珍しくないと言えるだろう。ただし、昔と現代のそのような象徴の許容範囲が変わってきているとも言える。寿岳（1990）によると、江戸・明治時代には「亀」の字を含めた名前はかなりの人気を誇っていたが、昭和に入るとその人気が減り、現代では名前に滅多にしか使われなくなってきたそうだ。また、現代に「亀子」などという名前を持っている数少ない方は名前のため苦労している話がよく聞くそうだ。

上記からわかるように、排行型名前を「何かを記念する名前」、動物・植物などを含めた名前を「ある願い・期待を表した名前」として広い意味で扱うのであれば、現代の名づけの双璧は中世の時点で出来上がっていたと言えるのかもしれない。もちろん、記念・祈願されるものと、その仕方に関しては、多くの違いが見られるが。

上記では童名に集中していたが、童名以外にも、継続されている名前がある。しかし、成人名などの場合、昔の名前には構造パターンと機能の間に明らかで強いつながりがあったが、現代に継がれたそのような名前は元の機能と関係なくつけられるようになっていることが多い。

財産継続・家庭継承に関する習慣は昔とはかなり変わってきたが、排行を表す名前は昔と同じように使われている。しかし、名前に含まれている出産

順という情報の重要性は昔ほどではないため、そのような名前にまつわるルールはより緩くになってきたと言えるのかもしれない。三番目に生まれてきた子供に「二」が付く名前をつけるようなケースこそは現代でも少ないが、中世日本では本来長男につけられていた「太郎」の付く名前は現代、出生順関係なく子供につけられている。

頭を丸めた人たちのための名前であった法名もまた、特に制限なく子供たちにつけられるようになってきている。法名に因む名前は独特の構成を持っており、主に漢字二文字・音読みの組み合わせになっている、久照（きゅうしょう）などのような名前である（寿岳、1990）。

最後に、「子」で終わる女性名もまた現代女性名の代表例である。それらはつけられはじめたときに、字の読みは現代の「こ」ではなく「し」だったほか、そのような名前は身分の高い女性にしかつけることができなかった。第三章で述べるように、制限がなくなった後、そのような名前は大人気になり、戦後日本では一番人気のある女性の名前の種類になっていた時期もあった。

2 名前と法律

前章で述べたように、名前の形容を決める基本要素はその名前の機能である。では、現代社会において、名前はどのような機能を果しているのだろうか。佐藤（2007）のように、名前は人を弁別することを可能とするものであると言えば、抵抗を覚える読者も少ないだろう。しかし、名前はその機能をどこまでに完璧に果たさなければいけないのだろうか。坂田（2006）によると、現代日本人には名前を唯一無二にすべきという意識があるそうだ。人口が1億2千万を超えている国では、それはどれだけ難しく、どれだけ多様性を要することかということは、想像に難くないだろう。

しかし、名前を使うのは、個人個人だけではなく、社会を作り上げる様々な機関・組織でもある以上、名前に制限がつくというのも当然のことである。では、現代社会の日常生活に使う名前にどのような制限がかかっているのか。名前の最低条件は、日本の法律を見て確かめよう。

2.1 戸籍に登録できる名前

日本の戸籍に登録できる名前に関する決まり事は戸籍法第五十条にて次のように簡単にまとめられている：

“子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。
常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。”

上記の条に関して、次のような指摘ができる：

- 名前の読み方は制限されていない
- 名前の文字数が制限されていない
- 名前の数が制限されていない
- 名前の表す意味（嘲笑的な意味を含め）が制限されていない
- 名前は必ずしも性別を明らかににするというわけではない
- 名前は一般言語のどのような単語でもとかぶってもいい

つまり、日本の両親に与えられている自由度がきわめて高い。一方、社会的に不適切・子供に害をなすような名づけを止める法律手段はほとんどないともいえる。

不適切な名前に関する騒動が起こるのは珍しくないが、その中でも有名になったのは「悪魔くん騒動」だった。1993年、昭島市役所に提出された出生届に、子供の名前は「悪魔」となっていた。市役所は名前の訂正を求めたが、父親は納得がいかず、問題を裁判所に持ち込んだ。

1994年2月1日、家庭裁判所の審判が「悪魔」という名づけを命名権の乱用として批判した。しかし、出生届の記入に事務的な間違いがなかった以上、子供の名前をそのまま戸籍に記載するように市役所に指示した。

そのケースでは最終的に、父親は市役所と話し合い、違う名前にした。しかし、現代の法律規定では、不適切な名づけを防げるような枠組みがないということもあらわになった。各市役所は「非常識的な名づけ」に抗議したところで、「常識的な名づけ」の定義が明らかではない現状だと、それは十分な対策にはならない。

2.2 常用平易な文字

前節で述べたように、名づけにおける唯一はっきりとした制限は文字に関するものである。名前には常用平易な文字しか使えないが、戸籍法施行規則第六十条はそれらに含められるものを次のように定義する：

- 常用漢字表の漢字
- 人名用漢字表の漢字
- ひらがな・カタカナの文字

本論文が書かれた時点では、常用漢字・人名用漢字を合わせた数は2768字（2998字体）になっている。しかし、どちらの表の内容も変わるものであるため、名前に使える字の数・種類は何回も変わってきた。常用漢字表は名前に影響を与えながらも（前節で述べられた「悪魔」という名前の字はどちらも常用漢字表に含まれている）、名づけを考えて作られたものではな

い。しかし、人名用漢字表は名前の通り、名前に使うための漢字を含めたもののはずである。

実際、名前に使える字の問題は 1946 年の当用漢字表で解決されたはずなのだが、間なく名付け親の不満の声が上げられ、1951 年新しく 92 字の人名用のものが発表され、それ以降人名に使える字の数は増える一方である。しかし、人名用漢字表に多くの漢字を含めることで、名づけに相応しくない漢字を含める恐れもある。2004 年 6 月 11 日、人名用漢字を大幅増やす見直し案が発表されたが、追加漢字の選択基準としてその「使用頻度」と「平易さ」だけを重視したリストであった。一部の漢字に対して反対の声が上げられ、最終的には「糞」・「姦」・「呪」など、ネガティブな意味を持つ字が 88 字削除された。

上記のように、人名用漢字表にネガティブな意味の漢字を含めないために一定の配慮がされているが、それでも表に含まれている漢字に対して懸念を持つ専門家がいる。牧野（2012）によると、「掬」などの字は名前に使わずらく、どうしても読みにくい・書きにくい名前を生むという。

2.3 国に望まれた名前

本章の内容からわかるように、日本の法律は名づけに対しての制限を最低限に抑え、「望ましい名づけ」と「望ましくない名づけ」の区別をはっきりさせるような決まりを避けている。その一つの目的は、親の名づけの権利を最大限に尊重することだろう。実際、人名用漢字の数が増え続けてきたのは、親の要望によるものである。しかし、不規則な名づけにより最も困る相手のひとは国の行政であり、それに深く関わった人たちは常識的・非常識的な名づけに関する認識を一切持たないというのは信じがたいことである。実際、国に望まれた名前とはどのような名前なのかを窺えるところが一つある。

日本人には改名する権利がある。しかし、それは誰もがいつでもできることではなく、家庭裁判に「名の変更許可申立書」を提出し、十分な理由（正当事由）を示した者に限って認められた権利である。その理由は提出する者が自由に書くことも可能だが、申立書にはあらかじめいくつかの理由が記さ

れている。それらのほとんどは名前が抱えることが多い「欠陥」である。理由には次のようなものがある：

- 奇妙な名である
- むずかしくて正確に読めない
- 同姓同名がいて不便である
- 異性とまぎらわしい
- 外国人とまぎらわしい

逆にいうと、理想的な名前は読みやすく、男女の区別が簡単に付くような名前である。同姓同名がいれば不便だが、珍しすぎる名前もまた避けるべきである。日本人であれば、日本人らしい名前が期待される。

上記の一部の条件には主観的な要素があるが、読みやすさ・男女の区別に関しては、まわりの人に聞けば簡単に確かめられると思われる。

3 現代の名づけとそのパターン

3.1 現代とは？変わり続ける名づけ

いまどきの名づけ親が付けるような名前を見た人たちの多くは呆気にとられ、そのような新奇な名前を批判する。「今までのような、普通の名前でいだろう」という意見も多い。しかし、本論文の第一章で、昔の日本の多くの名前は現代の名前として通じないことをすでに示した。その主な原因は、名前の変わってきた機能であった。

では、名前の「現代」はいつ始まったのだろうか。『名づけの世相史』（小林、2009）によると、名前の革命が起きたのは明治時代だったそうだ。明治時代に一人一名制が始まり、出生時の名前を重視するようになった。

しかし、名づけには、明治時代の始まりからも新しい転換があった。以下は明治安田生命による1955年の名づけ頻度リストである。

表 1. 1955年の名づけ頻度リスト

	男性	女性
1.	隆	洋子
2.	誠	恵子
3.	茂	京子
4.	修	幸子
5.	豊	和子
6.	博	久美子
7.	稔	由美子
8.	進	裕子
9.	清	美智子
10.	勉	悦子

上記からわかるように、1955 年では子供の名前は「男の子は漢字一文
字」・「女の子なら『子』がつく」といった点においてほぼ完全に統一され
ていた。しかし、名前のおけるそのような「当たり前」は少しずつだが確実に
崩れていった。

以下は、同じく明治安田生命による、2014 年の名づけ頻度リストである。

表 2. 2014 年の名づけ頻度リスト

	男性		女性
1.	蓮	1.	陽菜
2.	大翔	1.	凜
3.	陽向	3.	結菜
4.	陽太	4.	葵
5.	悠真	5.	結愛
6.	湊	6.	愛莉
6.	悠人	6.	美咲
6.	陸	8.	結衣
6.	駿	9.	桜
10.	朝陽	10.	凜

上記からわかるように、「子」の付く女性の名前は人気を失い、リストか
ら消えている。男性の名前でも多様化が進んでいる。読み方に関して、名
乗りを使用する男性の名前は少なくなっており、音読みの方が人気を得てい
る。

上記のように、日本の名づけの変化は常に進行形であり、分析できるのは
固定した形ではなく、パターンとプロセスである。

3.2 変わりゆく名前の読み方

名前に使える漢字の数が増えてきたように、その漢字に当てられる読み方の数も増えてきたようだ。読み方の自由化により、難読な名前が一段と目立つようになっている。

佐藤（2007）によると、漢字に当てられている新しい読み方にはいくつかのパターンがあるようだ。その一つとして挙げられるのは、類推による生まれた読み方。「冬」という字を「とう」と読むことができるため、一部の親は「柗」という字にも「とう」という読み方を当てているようだ。正しくは、「柗」の読みは「しゅう」・「しゅ」だけである。もう一つのパターンは、連声などによる生まれた特殊な読み方を拡張させることである。たとえば「観音」は「かんのん」と読むが、この例外に倣い、「音」の字を「のん」と読ませるような名前が最近多くなった。そしてもう一つのパターンは、漢字のある音読み・訓読みの一部分だけを取り、それを新しい読みにするパターンである。たとえば「心」という字に「こころ」という読み方があるが、現代では「ここ」・「こ」と読ませる名前もある。

また牧野（2012）によると、上記以上に珍しい読み方の名前もあるようだ。「飛鳥」という地名に「あすか」という特殊な読み方があるが、「飛」の字を「あす」と読ませる名前もあるようだ。そのような場合、字とその読み方の関係の有無を疑ってもおかしくないかもしれない。

しかし、疑いの余地すら残さないような名前もあるという。牧野氏は例として挙げているのは「空」（すかい）・「海」（まりん）などの名前である。そのような名前は字と意味の直接的な関係性が完全になくなっており、外国語を利用した間接的な関係性しか残らない。それ以上自由な読み方の名前を付けるには、字と意味の関係を完全になくすしかないが、そのような名前もあるという。牧野氏は「雄」（らいおん）という例を述べている。

上記のような名前の場合、親以外の人に振り仮名なしで正しい読み方を当てるのは極めて難しいだろう。そのため、そのような名前の一部の社会的機能が損なわれているとも考えられる。

3.3 変わりゆく名前の含意

第一章で述べたように、名前に願いを込める親が多くいる。しかし、牧野(2012)によると、名前にあらわになるのは何よりも親が抱えている欠乏感だそうである。世の中が変わるにつれ、社会の抱えている問題も変わり、それが名前にも影響を与えるという。

上記を証明するために、牧野氏は第二次世界大戦時の日本の名づけ傾向を例として挙げている。戦争中に「勇」・「進」・「勲」・「勝」・「武」という字が名前に最もよく使われていた漢字のリストのトップを占めている。それを見ると、名前の傾向は世相をそのまま反映しているとも考えられる。しかし、戦況が悪化した1942-1945年の間にこそ「勝」がリストのトップを飾るようになる。勝利の望みが薄くなればなるほど、その必死な願いが名前に反映されるようになっていたということになる。

上記と同じように、飢餓の時期に「茂」・「実」という名前が人気を得、乳児死亡率の高い時代では「千代」・「久子」が流行っていたという。そのような史実を指摘した牧野氏は次に現代の名づけに注目する。

1980年ごろを境に、「愛」という漢字が名前によく使われるようになり、現時点でも女性の名前に使われる漢字リストのトップになっている。また2002年まで名前にほとんど使われていなかった「心」という漢字は、2011-2014年、毎年名前に使われる漢字リストのトップ10に入っている。バブル崩壊後、日本人はお金より人との繋がりを大切に感じるようになりながらも、現代社会の他人との距離感を痛感している、と牧野氏は解釈している。

また、現代人気のある名前の大部分は直接的にあるいは間接的に自然を表しているようだ。女性の名前では特に花・植物の意味を持つ字が目立つ。男性の名前では「陸」・「陽」・「海」など、スケールの大きさを強調した漢字と「翔」・「駿」のように、速やかで自由に動けることを意味した漢字が多い。それもまた、都会を中心とした日常生活を送っている現代日本人は自然がより恋しく感じるようになった証だという。

3.4 絡み合うパターン

上記に示したように、欠乏感は多くの親が同じタイプの名前を選ぶ状況を作り出すことができるようである。しかし、逆の理屈で、欠乏感の名づけの抑止力になり得ると思われる。

例えば前節で述べた、自然に関する名づけの増加というパターンを例として挙げられる。動物・植物に因んで名前をつけることは昔からあったこととしてすでに第一章で示してある。古代では名前のプラス・マイナスのイメージを重視しなかった名づけも行われていたが、中世からはいい意味の名前をつけるのは常識になった。そうすると、名前に使われていた漢字に偏りが生じ始めた。植物の中では松など、丈夫で長く生きるような木が大半を占めていた。動物の場合でも強さと長寿の象徴になれるような動物を表す漢字は名づけの主流漢字だったそうだ（坂田、2006）。

牧野氏の考え方が正しいとすると、古代から中世までの自然に関する名づけはどっちかという、「自然への憧れ」ではなく、「高乳児死亡率」という欠乏感によって生み出された現象だと考えられる。そう考えると「亀」という字も「松」という字も、「久」という字を含めた名前の人気がなくなると同じ時期に消え始めることもわかるようになる。高乳児死亡率の欠乏感がなくなり、そのような名前をつける動機づけもなくなったと言える。

しかし、それで説明がつかない現象もある。たとえば、現代こそ目立っている、花に関する字を含めた名前は今まではやっていなかったのかという質問がある。明治安田生命のリストによると、美しさを表した「美」という漢字は大正・昭和・平成を問わず、女性の名前によく含まれる漢字の一つだと分かる。つまり「女性には容姿の良さが求められる」という傾向は新しい傾向ではないということがわかる。ではなぜ「美しさ」の象徴である花は今までの名前にあまり含まれなかったか。

『すてきな名前の事典』（秋月、2011）によると花・季節の漢字を名前に入れることは縁起が悪いと思う親がいるそうだ。季節は早くも過ぎ、次の季節に移り変わるものである。花はすぐ枯れるものである。そのように、花・

季節を連想させる漢字は「短命さ」も連想させるため、名前には不適切な字だと考えているようだ。しかし、同ハンドブックによると、それは古い考え方であり、現代ではそのような迷信を気にする必要がないという。言い換えれば、昔では花の儂さが高乳児死亡率と相まち、花にネガティブなイメージを与えていた。乳児死亡率の欠乏感を乗り越えた現代だからこそ花のイメージを含められた名前が人気になり得たと考えられる。

上記と同じ理屈で、なぜ現代には「亀」の字が付く名前は消えかけているかもわかるのかもしれない。無論、乳児死亡率の欠乏感が消えたことが大きいだろう。しかし、「自然のイメージ」が大人気を誇る今では、「亀」の漢字を含める名前がある程度の人気を取り戻してもおかしくないと考えられる。しかし、外見の美しさが重視される現代だと、一部の人にしか「可愛い」と評価されない亀の立つ瀬がなくなっている。実際、第一章で述べたように、「亀」の字を含めた名前を持つ現代女性は苦勞する場面が多いそうだ。そのように、儂く美しい花と長寿で醜い亀は今も昔も二者択一のバランスを作り出しているように見える。第一章で述べられた日本神話のニニギの命が美しいコノハナサクヤビメを妻と選び、長寿の約束とイワナガヒメを捨てたことを考えると、なんと感慨深いことである。

また、一種の欠乏感のため人気を得たとされる「愛」・「心」の漢字についても、指摘すべきことがあるが、まずはもう一つの字を見る必要がある。

「結」という漢字には「結ぶ」という意味がある。比喩的に人の絆を表す漢字として使えるため、最近の名前によく使われるようになった漢字の一つである。特に東日本大震災後、日本人の絆は試されたと言える。また、現代社会における「孤独感」が一種の欠乏感でもあるため、人気が出やすい字の一つであるはずだ。実際、クックパッドベビーの名づけランキングによると「結」の字は2011年6位、2012年5位、2013年4位、2014年3位⁸と、女性の名前に使われる漢字として徐々に人気を得ていることがわかる。

しかし、明治安田生命によると、この字が名前のトップ10リストに初めて現れたのは2001年で、その字が使われた名前は4位の「結衣」であった。

⁸ なお、2位と一票差

近年のクックパッドベビーの人気リストに入っている名前を見ても「結菜」(ゆな)・「結愛」(ゆあ)・「美結」(みゆ)と、「ゆ」という読み方を使う名前が多い。しかし、「結」という字の本来の読み方として音読みの「ケツ」・「ケチ」と名乗りの「ゆい」・「ゆう」が挙げられるが、「ゆ」という読み方がない。つまり「結」という漢字がそれだけの人気を得ることができたのは、本章で述べられた「部分的な読み方」あつてのことである。

「愛」・「心」という字に関しても、同じことが言えるだろう。特に「心」という字は、本来なら音読みの「シン」、訓読みの「こころ」の読み方しかなく、名前に使いづらい字の一つである。そのような字が名前によく使われる字のリストに今入っていることは、「心愛」(ここあ)・「心春」(こはる)・「心咲」(こさき)というような名前あつてのことである。

上記を見ると、「愛」・「心」という字は人気を得たのは、単なる欠乏感の結果ではないように思える。確かに、欠乏感はその字の使用への動機づけになっているだろうが、そのような字を使うためには、まずは字の読み方を拡張させ、使いやすくする必要がある。漢字の読み方の一部分だけを使うことが寛容されつつある現代だが、2000年「心美」(ここみ)という名前を娘につけた木村拓哉のような有名人がいれば、それは親にとって新しい読み方を使う口実になり、その新しい読み方の浸透につながる。名前・読み方が一定以上の人気を得ることができたら、それはキラキラネーム⁹として認識されなくなり、新しい常識となり、人気名前の一つにすらなり得る。

上記のように、現代に見られる名前の多様化の一つの大きな原動力になっているのは、今まで使いにくかった漢字の一部が読み方の自由化により「解放された」ことであると考えられる。つまり、新奇な名前の多くが生まれたのは、「欠乏感による名づけ」と「読み方の自由化」という、複数のパターンの絡み合いあつてこそのことである。

⁹ 「キラキラネーム」とは、珍奇・読みにくい名前を指す用語である。

結論

本論文では今昔の日本命名に見られるパターンについて検討した。昔日本の名づけのパターン、現代日本の名づけに関する法律、現代日本の名づけのパターンと三つの分野に集中した。

昔日本の名づけのパターンを扱った第一章では主な目的として、昔日本の名づけと現代日本の名づけの継続性の有無の確認があった。名前というものの役割・機能が日本社会において何度も変わったことが分かった。その変化につれ、名前の形と含意なども変わってきた。しかし、名前の継続性が完全になくなっているというわけではないこともわかった。一部の場合では、排行を表す名前のように、本来の機能がなくなっているが、形は今でも継がれている名前がある。また、親の願いを表す昔の童名のような場合、世相の変化とともに願いの内容こそ変わってきたが、名前を生み出す原則は現代でも健在である。

現代日本の名づけに関する法律を扱った第二章では、現代日本の法律が現代名づけのパターンにどれほどの影響を与えているかを検討した。法律が与える制限は基本的に緩いものだと分かった。また、その制限でも、親の要求により緩和されつつあることも分かった。しかし、法律の中で、一部の名前は現代社会において困難を招いていることを示唆する内容も見つけた。

現代日本の名づけのパターンを扱った第三章では、現代名づけに見られる現象とその原因について検討した。年々変わり続ける日本の名づけを「現代名づけ」と一括りにするのは難しいことが分かった。また現在進行形のプロセスをいくつか特定することができた。その一つは漢字の読み方の自由化である。例外的な読み方・部分的な読み方が一般名づけに浸透しつつあるが、それによって読みにくい、不自然だと思われる名前も多く作り出されている。もう一つのプロセスとして、現代の欠乏感を表すように、名前の表す意味引いては名前によく使われている漢字も変わってきていることも示した。名前に含まれる意味の中では、「人とのつながり」・「自然」・「自由」・「スケールの大きさ」という要素が多いことが分かった。また、上記のプロ

セスは別々に発生するものではなく、交差し、互いを引き起こすものであることも示した。

上記のプロセスによって生み出された名前の一部は最新の人気名前ランキングに堂々と現れることから、そのプロセスは止まることなく、近年の日本の名づけに大きな影響を与えることが予想される。それによって難読な名前が増え、社会的な問題につながるのか、あるいはこれからの社会はそのような名前に適応し、それらを読めるようになるのかは、今後わかることだろう。

本研究においては、課題が多く残されている。現代の文化・情報環境が名づけのプロセスにどのような影響を与えているのか、難読な名前をつけるのはどのような親か、そのような名前は現時点、そのような名前を持つ子供・若者たちの生活にどのような影響を与えているかということなどはさらに研究する必要があるだろう。名前というのは、現代社会の一つの「当たり前」である。そして誰もが持つものだからこそ、その変化が示唆することをこれからも無視するわけにはいかないとと思われる。

参考文献

- 秋月智朱 (2011). 『すてきな名前の事典』 成文堂出版.
- 金田一春彦・林大・柴田武 (1995). 『日本語百科大事典』 大修館.
- 小林康正 (2009). 『名づけの世相史。個性的な名前をフィールドワーク』 風響社.
- 坂田 聡 (2006). 『苗字と名前の歴史』 吉川弘文館.
- 佐藤稔 (2007). 『読みにくい名前はなぜ増えたか』 吉川弘文館.
- 寿岳章子 (1990). 『日本人の名前』 大修館書店.
- 瀬田勝哉 (2000). 『木の語る中世』 朝日選書.
- 野村雅昭 (2008). 『漢字の未来』 三元社.
- 牧野恭仁雄 (2012). 『子供の名前が危ない』 KK ベストセラーズ.
- Miller, R. A. (1980). The Japanese Language. Tokyo: Charles E. Tuttle Company.

インターネットリソース

- 明治安田生命. 『名前ランキング』 . 2015年7月23日
<http://www.meijiyasuda.co.jp/enjoy/ranking/index.html> より取得
- クックパッドベビー. 『名前ランキング&名づけエピソード』 . 2015年7月23日
http://www.happy-mama.com/04_spc/naeae/04_39001.html より取得